様式第２号（第３条関係）２：強制徴収公債権用

督　　　　促　　　　状

年 　月 　日

様

土佐清水市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 年　　月分 | 通知番号 |  |
| 料 | | | |
|  | | | |
| 納付金額 | 円 | | |
|  | 円 | | |
| 合計納付金額 | 円 | | |
|  |  | | |
| 指定納期限 | 年　　月　　日 | | |

上記の金額は、納期限　　　　（ 年 月 日）　　までに完納されていないので、上記指定納期限までに納付してください。

指定納期限までに納付されませんと地方税滞納処分の例により差押えを行う場合がありますので御承知ください。

なお、納期限　　（　　年　月　日）の翌日から納付された日までの日数に応じ、延滞金を納めていただくことになります。

|  |
| --- |
| 摘要 |

※ この督促状到着の際、既に納付済みの場合は、御了承ください。

(教示)

この督促に不服がある場合は、この督促を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、土佐清水市長に対して審査請求をすることができます。

また、この督促の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決等を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決等があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、土佐清水市を被告として（訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。）提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決等があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても当該審査請求に対する裁決等の日の翌日から起算して1年を経過するとこの督促の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決等を経ないで、督促の取消しの訴えを提起することができます。

(１)　審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決等がないとき。

(２)　処分、処分の執行又は処分の手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(３)　その他裁決等を経ないことにつき正当な理由があるとき。